

独立行政法人国立病院機構職員退職手当規程

目次

- 第1章 総則（第1条―第3条）
- 第2章 退職手当の計算（第4条―第8条）
- 第3章 在職期間の計算（第9条―第11条）
- 第4章 退職手当を支払う遺族（第12条―第13条）
- 第5章 特別な場合の退職手当（第14条―第15条）
- 第6章 退職手当の支給制限（第16条―第20条）
- 第7章 雑則（第21条）
- 附 則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、独立行政法人国立病院機構職員就業規則（平成16年規程第14号。以下「就業規則」という。）第101条の規定に基づき独立行政法人国立病院機構（以下「国立病院機構」という。）における退職手当の基準について定めることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この規程は、就業規則第2条第1項に規定する職員（次の各号に掲げる職員（以下これらを総称して「再雇用職員」という。）を除く。以下「職員」という。）に適用する。

- 一 就業規則第77条の2第1項の規定により再雇用された職員及び同条第2項の規定により任期を更新された職員
- 二 就業規則第77条の3第1項の規定により短時間勤務の職務に再雇用された職員及び同条第2項の規定により任期を更新された職員

（退職手当の支給）

第3条 退職手当は、職員が退職（就業規則第70条第7号に規定する退職をいう。以下同じ。）した場合に、その者（死亡により退職した場合には、その遺族）に支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には退職手当は支給しない。

- 一 職員（医師及び歯科医師を除く）として引き続き在職した期間が3年未満の場合、または職員（医師及び歯科医師）として引き続き在職した期間が6月未満の場合（第4条第2項の規定が適用される場合を除く。）
- 二 就業規則第81条第1項第6号又は第7号の規定により解雇された場合（刑事事件（退職した後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間（第5条第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し退職した

後に拘禁刑以上の刑に処せられた場合を含む。)

三 就業規則第93条第1項の規定により懲戒解雇（以下「懲戒解雇」という。）された場合

四 退職した後、在職期間中の行為に関して懲戒解雇相当との決定がされた場合

- 2 退職手当は、その全額を、現金で、直接この規程によりその支給を受けるべき者に支払う。ただし、当該支給を受けるべき者からの申し出のあった場合には、その者が指定する預貯金口座への振込みにより支払う。
- 3 前項により支払う退職手当については、法令その他の定めにより控除すべき額があるときはそれを控除した上で支払うものとする。
- 4 退職手当は、職員が退職した日の翌日から起算して1月以内に支給する。ただし、死亡により退職した場合で退職手当の支給を受けるべき者を確認することができない場合、第17条に該当し支払の差止めをする場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

第2章 退職手当の計算

（退職手当の基本額）

第4条 次の各号に掲げる事由（以下「退職事由」という。）により退職した者に対する退職手当の支給額は、その者の退職事由及び勤続期間に応じた別表第1に掲げる割合を退職日基本給月額等（退職した日においてその者に適用されていた独立行政法人国立病院機構職員給与規程（平成16年規程第20号。以下「職員給与規程」という。）第2条第2項（就業規則に基づき他の規程により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）又は独立行政法人国立病院機構本部職員給与規程（平成16年規程第24号。以下「本部職員給与規程」という。）第2条第2項に定める基本給月額、職員給与規程第4条第1項に定める月例給又は独立行政法人国立病院機構院長給与規程（平成16年規程第23号。以下「院長給与規程」という。）第4条第1項に定める月例給（就業規則第70条の5第1項第4号の規定に基づき短時間勤務職員として採用された職員（以下「短時間勤務職員」という。）については、これらの額に職員給与規程第17条又は本部職員給与規程第16条の4の規定により短時間勤務調整数（職員給与規程第16条の4又は本部職員給与規程第16条の3に規定する「短時間勤務調整数」をいう。以下同じ。）を乗じて得た額）をいう。以下同じ。）に乗じて得た額（以下「退職手当の基本額」という。）に、第6条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額（以下「支給額」という。）とする。なお、支給額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

一 就業規則第79条第1項第1号の規定により自己の都合により辞職した場合（定年に達した日以後辞職する場合を除く。以下「自己都合退職」という。）、同規則第74条第4項、同規則第81条第1号から第3号まで又は同条第5号のいずれかの規定により解雇された場合（以下「勤務成績不良等解雇」という。）

二 業務外の死亡により退職した場合（以下「業務外死亡退職」という。）又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病（国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第81

条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病をいう。以下同じ。)により退職した場合(以下「通勤途上傷病退職」という。)

三 業務外による傷病により退職した場合(前号に該当する通勤による傷病により退職した場合を除き、就業規則第87条第1項に規定する休職の事由が消滅しない場合の解雇を含む。以下「業務外傷病退職」という。)

四 就業規則第77条第1項の規定により定年退職した場合(同条第4項の規定による期限又は同条第6項の規定により延長した期限の到来により退職した場合及び定年に達した日以後その者の非違によることなく自己の都合により辞職した場合を含む。以下「定年後退職」という。)又は同規則第76条の2第1号の規定により任期が満了し退職した場合(以下「任期満了退職」という。)

五 退職の勸奨(独立行政法人国立病院機構退職勸奨の実施に関する規程(平成27年規程第27号)により実施されたものに限る。)を受け、これに応じて辞職した場合(以下「勸奨退職」という。)

六 就業規則第79条第1項第2号の規定により年齢構成の適正化を図ることを目的として行われた退職者の募集に応募して認定を受けて辞職した場合(以下「応募認定退職(年齢構成の適正化を図ることを目的とするもの)」という。)

七 就業規則第79条第1項第3号の規定により組織の改廃又は事業場の移転を円滑に実施することを目的として行われた退職者の募集に応募して認定を受けて辞職した場合(以下「応募認定退職(組織の改廃又は事業場の移転に伴うもの)」という。)

八 就業規則第81条第4号の規定により解雇された場合(以下「整理解雇」という。)

九 業務上の死亡により退職した場合(以下「業務上死亡退職」という。)又は業務上の傷病により退職した場合(以下「業務上傷病退職」という。)

2 前項第7号、第8号又は第9号に掲げる事由により退職した者のうち、前項の規定に基づき計算した支給額が、次表に掲げるその者の勤続期間に応じた割合をその者の退職日基本給月額等及び退職日における扶養手当(職員給与規程第18条又は本部職員給与規程第17条に規定する扶養手当をいう。)の月額並びにこれらに対する地域手当(職員給与規程第46条、本部職員給与規程第45条又は院長給与規程第32条に規定する地域手当をいう。)及び広域異動手当(職員給与規程第46条の2、本部職員給与規程第46条又は院長給与規程第32条の2に規定する広域異動手当をいう。)の月額の合計額に乗じて得た額(以下「最低保障額」という。)に満たない場合は、前項の規定にかかわらず最低保障額を支給する。

勤 続 期 間	割 合
1年未満	2.7
1年以上2年未満	3.6
2年以上3年未満	4.5
3年以上	5.4

(基本給月額等の減額改定以外の理由により基本給月額等が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第5条 退職した者の基礎在職期間(次項第1号に規定する期間に限る。)中に、職員給与

規程、本部職員給与規程又は院長給与規程その他の就業規則に基づき職員の給与に関して定める規程（以下「給与規程等」という。）の改正以外の理由によりその者の基本給月額又は月例給（以下「基本給月額等」という。）が減額されたことがある場合（平成18年8月1日以降の期間に限る。）において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の基本給月額等のうち最も多いもの（以下「特定減額前基本給月額等」という。）が、退職日基本給月額等よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- 一 その者が特定減額前基本給月額等に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前基本給月額等を基礎として、前条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- 二 退職日基本給月額等に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
 - イ その者に対する退職手当の基本額が前条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日基本給月額等に対する割合
 - ロ 前号に掲げる額の特定減額前基本給月額等に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この規程により退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの規程の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第10条に規定する国家公務員等として退職したことにより国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）に基づく退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間及び就業規則第81条第1項第6号又は第7号の規定による解雇又は同規則第93条第1項により懲戒解雇されたことがある場合における当該退職の日以前の期間を除く。）をいう。

- 一 職員としての引き続いた在職期間
- 二 第10条第1項に規定する再び職員となった者の同項に規定する国家公務員等としての引き続いた在職期間
- 三 第10条第2項に規定する場合における国家公務員等としての引き続いた在職期間
- 四 第11条第1項又は第2項に規定する役員としての引き続いた在職期間
- 五 前各号に掲げる期間に準ずるものとして別に定める在職期間

（退職手当の調整額）

第6条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（前条第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（就業規則第83条第1号（業務上の事由によるものを除く。）、第2号、第3号（当該職員の業務に密接な関連があると認められる学術研究その他の業務に従事させるためのもので当該業務への従事が国立病院機構の能率的な運営に特に資するものとして理事長が認めたものを除く。）、第5号及び第6号の規定による休職（同規則施行前における国家公務員法（昭和22年法律第120号。以下「国家公務

員法」という。)第79条、人事院規則11-4(職員の身分保障。以下「人事院規則11-4」という。)第3条第1項第1号、第3号又は第5号の規定による休職の期間を含む。)同規則第94条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月(現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。)のうち次の各号に掲げるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた別表第2の調整額の適用一覧表により第1から第11までに区分した職員の区分(以下「職員の区分」という。)により定められた額(短時間勤務職員については、その定められた額に短時間勤務調整数を乗じて得た額。以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。この場合において、その者が同一の月に別表第2の調整額の適用一覧表の二以上の職員の区分に該当したときは、その者が当該月において、これらの区分のうち上位の区分に属していたものとする。

一 就業規則第32条第1項ただし書の規定により理事長の許可を受けて労働組合の役員として専ら従事することにより現実に職務をとることを要しない期間(同規則施行前に国家公務員法第108条の6第1項ただし書の許可を得て登録された職員団体の役員として専ら従事した期間を含む。)同規則第68条の2の2第1項の規定による自己啓発休業(自己啓発等休業の期間中の大学等における修学又は国際貢献活動の内容が国立病院機構の能率的な運営に特に資するものとして理事長が認めたものを除く。)により現実に職務をとることを要しない期間又は規則第68条の3第1項の規定による配偶者同行休業により現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等(次号及び第3号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等を除く。) 当該休職月等

二 就業規則第66条第1項の規定による育児休業(同規則施行前に国家公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第109号。以下「国家公務員育児休業法」という。)第3条第1項の規定に基づき取得した育児休業又は同法附則第2条の規定により育児休業の承認とみなされる育児休業の許可に係る育児休業を含む。)により現実に職務をとることを要しない期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日に属する月までの期間に限る。)又は同規則第66条の2の規定による育児短時間休業(同規則施行前に国家公務員育児休業法第12条第1項の規定に基づき取得した育児短時間勤務の期間を含む。)により現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等 退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の3分の1に相当する数(当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

三 第1号に規定する事由以外の事由により現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等(前号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等を除く。) 退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれの最初の休職月等から順次に

数えてその月数の2分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

- 2 次表に掲げる退職事由により退職した者に対する退職手当の調整額は、前項の規定により算出した額に次表に掲げる退職事由及び勤続期間に応じた割合を乗じて得た額とする。

退職事由	勤続期間	割合
自己都合退職及び勤務成績不良等解雇	9年以下	零
	10年以上24年以下	2分の1
上記以外	零	零
	1年以上4年以下	2分の1

- 3 退職した者の基礎在職期間に前条第2項第2号から第5号までに掲げる期間（以下「特定基礎在職期間」という。）が含まれる場合における第1項の規定の適用については、その者は、次の各号に掲げる特定基礎在職期間において当該各号に定める職員として在職していたものとみなす。

一 国家公務員に係る特定基礎在職期間 当該国家公務員の在職期間における俸給を別表第2の調整額適用一覧表（ハ平成18年4月1日以降の国家公務員として在職した基礎在職期間に適用する表及び平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間の国家公務員として在職した基礎在職期間に適用する表）による職員の区分の職務に従事する職員

二 職務に係る給与の取扱いが国立病院機構又は国家公務員と同様とみなすとして理事長が別に定める法人に係る特定基礎在職期間 当該法人の在職期間に係る基本給表その他の給与に相当する給与を別表第2の調整額等適用一覧表に掲げる国立病院機構の職員又は国家公務員の職務とみなして適用する職務に従事する職員

三 職員としての引き続いた在職期間（その者の基礎在職期間に含まれる期間に限る。）に連続する特定基礎在職期間（前2号に掲げる期間を除く。） 当該職員としての引き続いた在職期間の末日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員又は当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員

四 前3号に掲げる特定基礎在職期間以外の特定基礎在職期間 当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員（当該従事していた職務が理事長の定めるものであったときは、理事長の定める職務に従事する職員）

- 4 前項に規定する特定基礎在職期間において第1項に規定する休職月等に相当する期間がある場合には、当該期間について同項に準じて取扱うものとする。

（役員就任時の退職手当）

第7条 職員が独立行政法人国立病院機構法（平成14年法律第191号）第7条に規定する役員（非常勤である者を除く。以下「役員」という。）となるために退職し、かつ、引き続いて役員となった場合には、退職手当は支給しない。

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第8条 第4条第1項第5号から第9号に掲げる事由により退職した職員のうち、定年に達する日の6月前までに退職した者であって、次の各号により定めた適用事由ごとの勤続期間及び年齢であるものに対する第4条第1項及び第5条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

- 一 勸奨退職については、勤続期間10年以上であって、定年から10年を減じた年齢以上の年齢
- 二 応募認定退職（年齢構成の適正化を図ることを目的とするもの）については、勤続期間20年以上であって、定年から15年を減じた年齢以上の年齢
- 三 応募認定退職（組織の改廃又は事業場の移転に伴うもの）については、勤続期間20年以上であって、定年から15年を減じた年齢以上の年齢
- 四 整理解雇については、勤続期間20年以上であって、定年から15年を減じた年齢以上の年齢
- 五 業務上死亡退職又業務上傷病退職については、勤続期間20年以上であって、定年から15年を減じた年齢以上の年齢

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条第1項	退職日基本給月額等	退職日基本給月額等及び退職日基本給月額等に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（院長給与規程の適用を受ける職員については、100分の1。退職日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である者については、100分の2。）を乗じて得た額の合計額
第5条第1項第1号	及び特定減額前基本給月額等	並びに特定減額前基本給月額等及び特定減額前基本給月額等に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の

		<p>日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（院長給与規程の適用を受ける職員については、100分の1。退職日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である者については、100分の2。）を乗じて得た額の合計額</p>
第5条第1項第2号	退職日基本給月額等に、	<p>退職日基本給月額等及び退職日基本給月額等に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（院長給与規程の適用を受ける職員については、100分の1。退職日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である者については、100分の2。）を乗じて得た額の合計額に、</p>
第5条第1項第2号ロ	前号に掲げる額	<p>その者が特定減額前基本給月額等に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前基本給月額等を基礎として、第4条の規定により計算した場合の退</p>

		職手当の基本額に相当する額
--	--	---------------

第3章 在職期間の計算

(勤続期間の計算)

第9条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。
- 3 在職期間のうち次の各号に掲げる期間があるときは、その月数（当該期間が月の初めから終わりまで引き続く月に限る。）についてそれぞれ各号に定める割合に相当する月数を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。
 - 一 就業規則第83条第1号（業務上の事由によるものを除く。）、第2号、第5号及び第6号の規定による休職の期間（同規則施行前における国家公務員法第79条、人事院規則11-4第3条第1項第3号又は同項第5号の規定による休職の期間を含む。）
2分の1に相当する月数
 - 二 就業規則第83条第3号の規定による休職の期間（同規則施行前における人事院規則11-4第3条第1項第1号の規定による休職の期間を含む。当該職員の業務に密接な関連があると認められる学術研究その他の業務に従事させるためのもので当該業務への従事が国立病院機構の能率的な運営に特に資するものとして理事長が認めたものを除く。）
2分の1に相当する月数
 - 三 就業規則第94条の規定による停職の期間（同規則施行前における国家公務員法第82条の規定による停職の期間を含む。）
2分の1に相当する月数
 - 四 就業規則第66条の規定による育児休業の期間（同規則施行前に国家公務員育児休業法第3条第1項の規定に基づき取得した育児休業又は同法附則第2条の規定により育児休業の承認とみなされる育児休業の許可に係る育児休業の期間を含む。）
2分の1（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間（平成4年4月1日以降のものに限る。）については、3分の1）に相当する月数
 - 五 就業規則第66条の2の規定による育児短時間休業を取得した期間（同規則施行前に国家公務員育児休業法第12条第1項の規定に基づき取得した育児短時間勤務の期間を含む。）
3分の1に相当する月数
 - 六 就業規則第68条の2の2の規定による自己啓発等休業の期間
2分の2（自己啓発等休業の期間中の大学等における修学又は国際貢献活動の内容が国立病院機構の能率的な運営に特に資するものとして理事長が認めたものについては、2分の1）に相当する月数
 - 七 就業規則第68条の3の規定による配偶者同行休業の期間
2分の2に相当する月数
 - 八 就業規則第32条第1項ただし書の規定による労働組合の役員としての業務に専ら

従事するものとして理事長の許可を得た期間（同規則施行前に国家公務員法第108条の6第1項ただし書の許可を得て登録された職員団体の役員として専ら従事した期間を含む。） 2分の2に相当する月数

- 4 第2項の在職期間の計算において短時間勤務職員として採用された職員が引き続き短時間勤務職員以外の職員となった場合には、短時間勤務職員として勤務した在職期間を短時間勤務職員以外の職員として勤務した在職期間に通算する。ただし、この場合の通算する短時間勤務職員として勤務した在職期間については、その月数（当該期間に第3項各号に掲げる期間があるときは、同項の規定による除算後の月数とする。）に短時間勤務調整数を乗じて得た月数とする。
- 5 第1項から前項までの規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第4条第1項第2号、第3号及び第7号から第9号までの規定に該当する場合にあっては、1年未満）の場合には、これを1年とする。
- 6 前項の規定は、第4条第2項の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

（国等から復帰した職員に対する退職手当に係る特例）

- 第10条 職員のうち、任命権者（就業規則第70条の2に規定する任命権者（同条第2項により委任された職員を含む。）をいう。以下同じ。）の要請に応じ、引き続いて国、行政執行法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。）又は地方公共団体、特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人及び国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等（以下「公庫等」という。）であってこれらの退職手当に関する条例その他の定めにおいて職員が国立病院機構の要請に応じ引き続いてこれらに雇用される者となった場合に職員としての勤続期間をこれらに雇用される者の退職手当に係る在職期間に通算することと定めているもの（以下「地方公共団体等」という。以下これらを総称して「国等」という。）に雇用される者（役員を含む。以下「国家公務員等」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員等として在職（その者が更に引き続き当該国家公務員等以外の他の国家公務員等として在職した場合を含む。）した後、引き続いて再び職員となった者の在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間を、前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 2 国家公務員等が国等の要請に応じて、引き続いて職員となるために退職をし、かつ、引き続いて職員となった者の前条第1項に規定する在職期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。
 - 3 前2項の場合における国家公務員等としての在職期間の計算については、前条第1項から第5項までの規定を準用する。
 - 4 職員が第1項の規定に該当する退職をした場合、又は第2項の規定に該当する職員が退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合には、退職手当は支給しない。

- 5 第2項の規定に該当する職員のうち、前項に該当する者以外の者がやむを得ない事由により国立病院機構を退職した場合の退職手当の額について、予め国等との協定により当該退職した日に国家公務員等に復帰し、国家公務員等として退職したと仮定した場合の国家公務員等としての在職期間を職員の在職期間とみなして計算した退職手当の額に相当する額とすることができる。

(役員から引き続いて職員となった者の在職期間)

- 第11条 職員のうち、役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員として在職した後引き続いて再び職員となった者の在職期間については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間（前2条の規定により職員の在職期間に通算し又は職員の在職期間とみなす期間を含む。）を第9条第1項の規定による職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、退職手当の支給を受けている場合を除く。
- 2 役員が職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の第9条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の役員としての引き続いた在職期間を含むものとする。ただし、役員の退職手当の支給を受けている場合を除く。

第4章 退職手当を支払う遺族

(遺族の範囲及び順位)

- 第12条 第3条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。
- 一 配偶者（婚姻の届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - 二 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
 - 三 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - 四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者
- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。
- 3 退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分（等分した額に1円未満の端数がある場合には、これを切り捨てる。）して当該各遺族に支給する。

(遺族からの排除)

- 第13条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。
- 一 職員を故意に死亡させた者

二 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

第5章 特別な場合の退職手当

(諭旨退職の退職手当)

- 第14条 就業規則第93条の2第1項の規定による辞職願の提出の勧告に応じた場合の退職手当の支給額は、第4条第1項第1号に基づく支給額の3分の2以内の額とする。
- 2 就業規則第93条の2第1項の規定による辞職願の提出を勧告し、これに応じず同条第2項の規定により懲戒解雇となった職員の退職手当の支給額は、第4条第1項第1号に基づく支給額の3分の1以内の額とする。
- 3 第1項の規定は、退職した後にその者の在職期間中の行為に関し諭旨退職相当との決定がなされた場合に準用する。

(予告を受けない退職者の退職手当)

- 第15条 職員の退職が労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条の規定に該当する場合におけるこの規定による給与又はこれに相当する給与は、この規程による退職手当に含まれるものとする。ただし、退職手当の額がこの規定による給与の額に満たないときは、退職手当のほか、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

第6章 退職手当の支給制限

(起訴中に退職した場合の退職手当の取扱い)

- 第16条 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職手当等（退職手当及び第15条ただし書の規定による退職手当をいう。以下同じ。）は支給しない。ただし、判決の確定によって拘禁刑以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。
- 2 前項の規定は、退職した者に対しまだ退職手当等が支給されていない場合において、当該退職した者が基礎在職期間（その退職手当の支給の基礎となる期間をいう。次条において同じ。）中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。

(退職手当の支払の差止め)

- 第17条 退職した者に対しまだ退職手当等が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当する場合には、退職手当等の支払を差し止める。
- 一 退職した日から当該退職手当等の支給日の前日までの間に、当該退職した者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合、又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づき犯罪があると思料するに至った場合

- 二 退職した日から当該退職手当等の支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に関し、就業規則第92条各号に掲げる事由のいずれかに該当し、懲戒解雇又は諭旨退職に相当すると思料するに至った場合
- 2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該遺族に対し、当該退職手当等の額の支払を差し止める。
- 3 退職手当等の支払の差止めを行った場合において次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該退職手当等を支給する。ただし、第2号に該当する場合において、当該支払の差止めの措置を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他退職手当等を支給することが支払の差止めの目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではない。
- 一 当該支払の差止めを受けた者について、当該支払の差止めの理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
- 二 当該支払の差止めを受けた者について、当該支払の差止めの理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であつて、第3条第1項第4号又は第14条第3項の規定による決定を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
- 三 当該支払の差止めを受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、第3条第1項第4号又は第14条第3項の規定による決定を受けることなく、当該支払の差止めを受けた日から1年を経過した場合
- 4 第2項の規定による支払の差止めを受けた遺族が第3条第1項第4号又は第14条第3項の規定による決定を受けることなく当該支払の差止めを受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払の差止めを取り消さなければならない。
- 5 前2項の規定は、当該支払の差止め後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払の差止めを取り消すことを妨げるものではない。

（退職手当の返納）

- 第18条 退職した者に対し当該退職に係る退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職した者に対し、当該退職手当等の額の全部又は一部について返納を求めることができる。
- 一 当該退職した者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。
- 二 当該退職をした者が当該退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再雇用職員に対する懲戒解雇又は諭旨退職を受けたとき。

- 三 当該退職をした者（前号に規定する再雇用職員に対する懲戒解雇又は諭旨退職の対象となる者を除く。）が当該退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し懲戒解雇又は諭旨退職相当との決定を受けたとき。
- 2 前項の規定による処分は、当該退職の日から10年以内に限り、行うことができる。
 - 3 第1項の規定により返納を求めるときは、当該返納すべき者の意見を聴取しなければならない。
 - 4 第1項の規定による返納を求める場合には、その理由を付記した書面により、その旨を、当該処分を受けるべき者に通知する。
 - 5 第1項の規定により返納されるべき退職手当等の額の範囲その他返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（遺族の退職手当の返納）

- 第19条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該退職手当等の額が支払われた後において、当該退職をした者（再雇用職員に対する懲戒解雇又は諭旨退職の対象となる職員を除く。）について、当該退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇又は諭旨退職を受けべき行為をしたと認めるときは、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、その支給をした退職手当等の全部又は一部の返納を請求することができる。
- 2 前項の規定による返納されるべき退職手当等の額の範囲その他返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

- 第20条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る退職手当等の額が支払われた後において、当該退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当等の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第18条又は前条の規定による請求を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職手当等の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇又は諭旨退職を受けべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇又は諭旨退職を受けべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の返納を請求することができる。
- 2 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第17条第1項及び第2項に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第18条第1項の規定による返納を

求められることなく死亡したときは、当該退職手当等の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当等の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇又は諭旨退職を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の返納を請求することができる。

- 3 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第18条第1項の規定による請求を受けることなく死亡したときは、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職手当等に相当する額の返納を請求することができる。
- 4 退職手当等の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再雇用職員等に対する懲戒解雇又は諭旨退職を受けた場合において、第18条第1項の規定による請求を受けることなく死亡したときは、当該退職手当等の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当等の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再雇用職員に対する懲戒解雇又は諭旨退職を受けたことを理由として、当該退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の返納を請求することができる。
- 5 前各項の規定により退職手当等の受給者の相続人に対し、返還を請求する場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が返納する金額の合計額は、当該退職手当等の額を超えることとなってはならない。
- 6 本条の規定により返納されるべき退職手当等の額の範囲その他返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第7章 雑則

(その他)

第21条 この規程の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(国の支給割合との調整)

第2条 第4条第1項別表第1に掲げる割合及び第6条第1項別表第2に掲げる額は、これらに対する国家公務員退職手当法第3条から第5条までに規定する退職手当の基本額に係る割合及び同法第6条の4第1項各号に規定する退職手当の調整額の額に準じるものとし、同法の改正によりこの割合又は額が変更された場合には、これに応じて第4条

第1項別表第1に掲げる割合又は第6条第1項別表第2に掲げる額を改正するものとする。

- 2 前項の規定は、経営の悪化その他の国立病院機構の運営に障害が生じた場合に理事長がこれによることができないと決定したときにはこの限りでない。

(法定承継等における在職期間の取扱い)

第3条 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第67号。以下この条において「整備法」という。）附則第25条第1項の規定により退職手当が支給されなかった者が、引き続き職員として在職し退職した場合には、平成27年3月31日以前の国家公務員退職手当法第2条第1項に規定する職員（同条第2項に規定する職員を含む。）として在職した期間を職員の在職期間とみなす。

- 2 整備法附則第25条第1項の規定の適用を受けた者が、引き続き職員として在職した後、国家公務員等となるため退職した場合に当該職員としての在職期間が国家公務員等の在職期間に通算されることが定められているときは、第3条第1項の規定にかかわらず退職手当は支給しない。

- 3 施行日の前日以前における国家公務員退職手当法第7条第4項に掲げる期間がある場合には、同項の例により、当該職員の在職期間から除算するものとする。

- 4 平成27年3月31日までに引き続いて国立病院機構の職員として在職し、整備法附則第23条の規定により引き続いて平成27年4月1日に国立病院機構の職員となった者のうち平成27年4月1日から雇用保険法（昭和49年法律第106号）による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に退職したものであって、その退職した日まで国家公務員退職手当法の適用があったならば国家公務員退職手当法第10条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給する。

- 5 平成27年3月31日以前の国立病院機構の職員が任命権者の要請に応じ、引き続き地方公共団体又は国家公務員退職手当法第7条の2第1項に定める公庫等（以下この項において「公庫等」という。）の職員となるため退職し、かつ、引き続き公庫等の職員として在職した後、平成27年4月2日以降に引き続いて職員となった場合におけるその者の第9条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間の計算については、平成27年3月31日以前の引き続いた国家公務員退職手当法第2条第1項に規定する職員（同条第2項に規定する職員を含む。）として在職した期間を職員の在職期間とみなす。この場合の当該公庫等の職員として在職した期間については、第10条第1項の規定を準用する。

- 6 平成27年3月31日以前の国立病院機構の職員が任命権者の要請に応じ、引き続き国家公務員退職手当法第8条第1項に定める独立行政法人等（以下この項において「独立行政法人等」という。）の役員となるため退職し、かつ、引き続き独立行政法人等の役員として在職した後、平成27年4月2日以降に引き続いて職員となった場合におけるその者の第9条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間の計算については、平成27年3月31日以前の引き続いた国家公務員退職手当法第2条第1項に規定する

職員（同条第2項に規定する職員を含む。）として在職した期間を職員の在職期間とみなす。この場合の当該独立行政法人等の役員として在職した期間については、第10条第1項の規定を準用する。

- 7 平成27年3月31日以前の独立行政法人国立病院機構の職員が任命権者の要請に応じ、引き続いて国の職員として勤務した後、引き続いて平成27年4月2日以降に職員となった場合におけるその者の第9条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、国の職員として勤務した期間を通算する。
- 8 退職した者の基礎在職期間中で平成27年4月1日以降におけるに基本給月額又は月例給（以下この項において「基本給月額等」という。）の減額改定によりその者の基本給月額等が減額されたことがある場合において、その者の減額後の基本給月額等が減額前の基本給月額等に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとして職員の給与について定めるための規程の適用を受けたことがあるときは、この規程の規定による基本給月額等には、当該差額を含まないものとする。ただし、第4条第2項に規定する基本給月額等については、この限りでない。

（国家公務員退職手当法の一部を改正する法律に係る経過措置の準用）

第4条 平成18年7月31日において国家公務員退職手当法が適用されていた職員であつて当該日以後基礎在職期間が引き続き平成27年4月1日以降に退職した場合には、その者に国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成17年法律第115号）附則第3条の規定の適用があるものとしてこれにより得られる額をその者に支給すべきこの規程の退職手当とみなす。この場合において、同条の「新法等退職手当額」とは、その者の退職日においてこの規程を適用して得られる退職手当の額とする。

附 則（平成27年規程第57号）

（施行期日）

この規程は、平成27年6月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成31年規程第11号）

（施行期日）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規程第6号）

（施行期日）

この規程は、令和3年2月1日から施行する。

附 則（令和7年規程第17号）

(施行期日)

第1条 この規程は、令和7年4月1日から施行する。ただし、この規程による改正後の独立行政法人国立病院機構職員退職手当規程（以下「新規程」という。）第3条第1項第2号、第16条第1項、第17条第3項、第18条第1項及び第20条第3項の規定は令和7年6月1日から適用する。

(退職手当の支給の経過措置)

第2条 令和7年4月1日から令和8年3月31日までに退職した職員及び令和8年4月1日以降に退職した職員であって、令和8年3月31日以前から在職していたものの新規程第3条第1項第1号に規定する退職手当の支給は、なお従前の例による。

附 則（令和8年規程第33号）

(施行期日)

第1条 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(定年前再雇用短時間勤務職員に係る経過措置)

第2条 独立行政法人国立病院機構職員就業規則の一部を改正する規程（令和8年規程第6号。以下「令和8年規程第6号」という。）附則第2条に基づき、定年前再雇用短時間勤務となる職員は、第2条第1項に規定する再雇用職員として本規程を適用しない。

なお、職員が令和8年規程第6号に規定する定年前再雇用短時間勤務職員となるために退職する場合の退職事由は、第4条第1項第1号の規定を適用するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、定年前再雇用短時間勤務職員に関する次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規程中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句とする。

条項	読替え前	読替え後
第18条第1項第2号	再雇用職員に対する懲戒解雇又は諭旨退職を受けたとき	定年前再雇用短時間勤務職員に対する懲戒解雇又は諭旨退職を受けたとき
第18条第1項第3号	前号に規定する再雇用職員に対する懲戒解雇又は諭旨退職の対象となる者	前号に規定する定年前再雇用短時間勤務職員に対する懲戒解雇又は諭旨退職の対象となる者
第19条第1項	再雇用職員に対する懲戒解雇又は諭旨退職の対象となる職員	定年前再雇用短時間勤務職員に対する懲戒解雇又は諭旨退職の対象となる職員
第20条第4項	再雇用職員等に対する懲戒解雇又は諭旨退職を受けた場合において、	定年前再雇用短時間勤務職員に対する懲戒解雇又は諭旨退職を受けた場合

		において、
	再雇用職員に対する懲戒解雇又は諭旨退職を受けたことを理由として	定年前再雇用短時間勤務職員に対する懲戒解雇又は諭旨退職を受けたことを理由として